

## 雫石町総合教育会議運営要綱

(平成 27 年 8 月 19 日総合教育会議決定)

(趣旨)

第 1 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 1 条の 4 第 9 項の規定に基づき、雫石町総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集手続)

第 2 町長は、会議を招集するときは、あらかじめ日時、場所及び議題を雫石町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に通知するとともに、町ホームページ等への掲載により会議の開催を周知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(会議)

第 3 町長は、会務を総理し、会議の議長となる。

(会議の傍聴)

第 4 会議の傍聴については、教育委員会の会議の傍聴の例による。

2 町長は、傍聴人の人数を場所その他の事情により制限することができる。

(議事録)

第 5 町長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 4 第 6 項ただし書の規定に基づき会議を公開しないこととした間の審議に係る部分については、公表しないものとする。

2 議事録に記載する事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 出席した構成員
- (2) 説明等のため出席した者の氏名
- (3) 議題及び議事の概要
- (4) その他町長又は会議で必要と認めた事項

(庶務)

第 6 会議の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(雑則)

第 7 この要綱に定めるもののほか、会議運営に関し必要な事項は、町長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 8 月 19 日から施行する。